



# 枚方市不育症治療費用助成事業

## ～利用の手引き～

「令和6年4月1日以降に治療を開始した方向け」



枚方市では、妊娠はするものの流産等を繰り返す等の不育症にお悩みのご夫婦を支援するため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成しています。助成金額は、1年度につき30万円が上限です。

### 1. 助成対象者

次の1～5すべてに該当する方が対象です。

1	国内の医療機関で、不育症の治療が必要であると医師に診断されている。
2	治療開始日から婚姻関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）にある夫婦である。
3	治療開始日から申請日まで、夫婦のいずれかが継続して枚方市の住民基本台帳に記録されている。
4	令和6年4月1日以降に治療を開始した不育症治療が出産、流産または死産により終了している。
5	申請する不育症治療費について、他の自治体から同様の助成を受けていない。

### 2. 助成の対象となる治療等

国内の医療機関で受けた医療保険適用外の不育症の治療及びその治療にかかる検査（治療の効果や副作用等を確認するための検査）

※治療には院外薬局で処方されたお薬を含みます。

### 3. 助成額

1年度（4月から翌年3月）の申請につき上限30万円。（助成金額は千円未満切り捨て）  
1回の治療につき1回の申請となります。1回の申請額が上限額に満たない場合は、同一年度内において、合計が30万円に達するまで申請することができます。

※「1回の治療」とは、1回の妊娠により出産、流産又は死産により治療が終了するまでの期間におけるすべての不育症治療のことです。

※治療途中での申請はできません。

### 4. 申請期限

治療が終了した日（出産〈死産を含む〉または流産の判定日）の属する年度の末日または治療が終了した日から3か月以内のいずれか遅い日

### 5. 申請書類

	申請に必要な書類	備考
1	枚方市不育症治療費用助成事業申請書（様式第1号）	申請者・配偶者が記入してください。
2	枚方市不育症治療費用助成事業受診等証明書（様式第2号）	治療を受けた医療機関で作成してもらってください。 ・複数の医療機関で治療を受けた場合、それぞれの医療機関で作成してもらってください。なお、主として治療を行う医療機関から依頼を受けて治療の一部を実施した医療機関については、領収書（原本）及び診療明細等でも可。（1か所の医療機関で自己負担額が助成の上限額を超える場合は、1か所の医療機関の分だけで可。） ・この受診等証明書の作成には、各医療機関が定める文書料が必要となる場合がありますので、必ず医療機関に確認してください。（文書料は助成の対象外です。）
3	申請者及び配偶者の住民票	・ <u>枚方市の住民基本台帳に記録されている方は、枚方市で確認しますので提出不要です。</u> 【夫婦のいずれかが枚方市外の住民基本台帳に記録されている方】 ・夫婦が別居しており、いずれかが枚方市外の住民の場合は、その方の居住地の住民票が必要です。 ・ <u>発行日より3か月以内の世帯全員のもので、世帯主・続柄の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。</u> ・法律婚の場合は、マイナンバーカード（表面）又は運転免許証の写しでもかまいません。 ※枚方市不妊治療ペア検査費用助成事業、枚方市不育症検査費用助成事業の申請時に提出し、その後内容に変更がない場合はご相談ください。
4	夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本等）  【初回申請時のみ】	・ <u>実施医療機関で婚姻関係が確認できている場合は提出不要です。</u> 【実施医療機関で婚姻関係が確認できていない方】 ・発行日より3か月以内のもの。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実婚関係の夫婦は、夫婦それぞれの戸籍謄本が必要です。</li> <li>※枚方市不妊治療ペア検査費用助成事業、枚方市不育症検査費用助成事業の申請時に提出し、その後内容に変更がない場合はご相談ください。</li> </ul>
5	事実婚関係に関する申立書 (様式第3号) 【事実婚のみ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>実施医療機関で婚姻関係が確認できている場合は提出不要です。</u></li> </ul>
6	申請者の振込口座情報が確認できるもの(通帳等の写し)	助成金振込先に指定した口座情報(金融機関名、支店名、口座名義、口座番号)が確認できるもの。
7	治療終了日が出産(死産)日の場合は、出産(死産)が確認できるもの	母子健康手帳等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>枚方市の住民基本台帳に記録されている場合は、枚方市で確認しますので提出不要です。</u></li> </ul>
8	院外処方を受けた場合	薬局の領収書(原本)及び薬剤情報提供書(薬の内容がわかるもの)

★申請書等のダウンロードは枚方市ホームページ

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/kosodate/0000049512.html> から



## 6. 申請先・問い合わせ先

下記あてに郵送または持参してください。

※郵送の場合は、簡易書留または特定記録郵便をお願いします。

※郵送の場合の申請日は消印日となります。

枚方市 健康福祉部 保健所 保健予防課

〒573-0027 大阪府枚方市大垣内町2丁目2番2号

電話 (072) 807-7625 FAX (072) 845-0685

e-mail [hoyobou@city.hirakata.osaka.jp](mailto:hoyobou@city.hirakata.osaka.jp)

電話・窓口受付時間 (土・日・祝日・年末年始除く) 9:00~17:30

## 7. 助成金の支給

申請された書類を審査し、承認・不承認の結果を書面にて通知します。承認決定通知後に指定された口座に助成金を振り込みます。なお、助成金の振込は、原則として申請受付日から3か月程度を要します。

不育症治療費用助成事業 Q & A

	質 問	回 答
1	所得、年齢、回数の制限はありますか。	制限はありません。
2	受診等証明書は有料ですか。また有料の場合は助成の対象となりますか。	受診等証明書の発行手数料（文書料）は、医療機関ごとに異なるため、作成を依頼する医療機関へご確認ください。本事業の助成対象は治療費及びその治療にかかる検査費用のみですので、受診等証明書の発行手数料（文書料）は対象外となります。
3	申請書の申請者欄は誰を記入すればよいですか。	治療開始日から申請日までの間、枚方市に継続して住民基本台帳に記録されていれば夫婦どちらでも申請者になることができます。ただし、助成金の振込は申請者名義の口座になります。
4	申請書の日付欄はいつの日付を記入すればよいですか。	保健所に申請書を提出する日です。なお、郵送申請の場合は消印日が申請日となります。
5	単身赴任で別居しており、夫は枚方市外に居住していますが、住民票は夫婦それぞれ提出が必要ですか。	枚方市の住民基本台帳に記録されている方は、市で確認できますので提出不要です。ご夫婦のいずれかが枚方市外の住民基本台帳に記録されている場合は、その方の世帯全員の住民票の提出が必要です。なお、法律婚の場合は、マイナンバーカード（表面）又は運転免許証の写しでもかまいません。
6	住民票や戸籍謄本は有効期限がありますか。	発行日より3か月以内となります。
7	夫婦であることを証明する書類とはどのようなものですか。	<p>婚姻関係、婚姻日を確認するため、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出してください。また、事実婚の場合は他に法律上の配偶者がいないことを確認するため、夫婦それぞれの戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出してください。外国籍の夫婦の場合は結婚証明書等を提出してください。</p> <p><u>※実施医療機関で婚姻関係が確認できている場合は提出不要です。</u></p> <p>※枚方市不妊治療ペア検査費用助成事業、枚方市不育症検査費用助成事業の申請時に提出し、その後内容に変更がない場合はご相談ください。</p>
8	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を取り寄せたところ、除籍になっています。婚姻日と配偶者の名前が記載されているので、このまま提出してよいですか。	<p>除籍後の婚姻関係が確認できないため、新たに編成された戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出してください。</p> <p><u>※実施医療機関で婚姻関係が確認できている場合は提出不要です。</u></p> <p>※枚方市不妊治療ペア検査費用助成事業、枚方市不育症検査費用助成事業の申請時に提出し、その後内容に変更がない場合はご相談ください。</p>